

茨木市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (案) (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																
<p>1. ～3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 市街地の整備改善の必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状の分析と必要性】</p> <p>本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口であるJR茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。</p> <p>しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、社会の変化に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりに向けて、現在の市民ニーズに合致した施設の整備・誘致や機能の更新が求められている。</p> <p>また、本市では「ひと中心のまちなか」を実現するための交通環境の充実及び回遊性の向上の取組として、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれの利用に配慮した都市計画道路茨木松ヶ本線や都市計画道路西中条奈良線、都市計画道路駅前太中線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進めるほか、中央通り・東西通りについては、安全・安心に移動できるゆとりある環境の整備と活動や交流につながる利活用の促進に向けて検討を進めるとともに、JR茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「まちの玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図るなど、中心市街地内の様々なエリアにおいて滞在・活動したくなる居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と滞在・活動の場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。</p> <p>【フォローアップの考え方】</p> <p>基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。</p> </div> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【事業実施時期】</td> <td>令和9年度～</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td>茨木市（まちなか整備課）</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td>阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。</td> </tr> </table> <p>活性化を実現するための位置付け及び必要性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【目標】</td> <td>目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現</td> </tr> </table> </div>	【事業実施時期】	令和9年度～	【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）	【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。	【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現	<p>1. ～3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 市街地の整備改善の必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状の分析と必要性】</p> <p>本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口であるJR茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。</p> <p>しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、社会の変化に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりに向けて、現在の市民ニーズに合致した施設の整備・誘致や機能の更新が求められている。</p> <p>また、本市では「ひと中心のまちなか」を実現するための交通環境の充実及び回遊性の向上の取組として、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれの利用に配慮した市道茨木松ヶ本線や市道西中条奈良線、市道駅前太中線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進めるほか、中央通り・東西通りについては、安全・安心に移動できるゆとりある環境の整備と活動や交流につながる利活用の促進に向けて検討を進めるとともに、JR茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「まちの玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図るなど、中心市街地内の様々なエリアにおいて滞在・活動したくなる居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と滞在・活動の場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。</p> <p>【フォローアップの考え方】</p> <p>基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。</p> </div> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【事業実施時期】</td> <td>令和9年度～令和10年度</td> </tr> <tr> <td>【実施主体】</td> <td>茨木市（まちなか整備課）</td> </tr> <tr> <td>【事業内容】</td> <td>阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。</td> </tr> </table> <p>活性化を実現するための位置付け及び必要性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【目標】</td> <td>目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現</td> </tr> </table> </div>	【事業実施時期】	令和9年度～ 令和10年度	【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）	【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。	【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現
【事業実施時期】	令和9年度～																
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）																
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。																
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現																
【事業実施時期】	令和9年度～ 令和10年度																
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）																
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。																
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現																

【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】中央公園整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和8年度～ <u>令和11年度</u>		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	中央公園は、本市中心市街地の中心に位置し、スポーツやイベント等の活動場所として親しまれてきた。更なる公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るため、Park-PFI等の制度を活用し、民間活力を導入するとともに公園整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公園整備により中心市街地に市民が集い、利活用できる居心地の良い空間を創出することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～ <u>令和11年度</u>	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 略

5. ～6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容等

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(略)

【事業名】茨木市創業促進事業補助金

【事業実施時期】	平成15年度～		
----------	---------	--	--

【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～ <u>令和10年度</u>	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】中央公園整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和8年度～ <u>令和10年度</u>		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	中央公園は、本市中心市街地の中心に位置し、スポーツやイベント等の活動場所として親しまれてきた。更なる公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るため、Park-PFI等の制度を活用し、民間活力を導入するとともに公園整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公園整備により中心市街地に市民が集い、利活用できる居心地の良い空間を創出することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～ <u>令和10年度</u>	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

(4) 略

5. ～6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容等

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(略)

【事業名】茨木市創業促進事業補助金

【事業実施時期】	平成15年度～		
----------	---------	--	--

【実施主体】	茨木市（産業振興課）		
【事業内容】	市内における創業を促進するため、市が新規創業者等に対して、中小企業経営アドバイザーによる創業相談等を行うテナントの改装工事費・賃借料及び法人設立に要する経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内で創業する個人又は新たに設立した法人に対し、市が補助金を交付することにより、本市における創業を促進し、もって市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金

【事業実施時期】	平成14年度～		
【実施主体】	茨木市（産業振興課）		
【事業内容】	市内の小売店舗の活性化と商業の振興を図るため、市が市内に存する小売店舗等の事業者に対して、中小企業経営アドバイザーからの事業計画支援等を行う小売店舗等のリニューアルまたは中心市街地・商店街における飲食店・小売店の新規出店に要するテナント改装工事費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	小売店舗等の改築又は改装工事に対して市が補助金を交付することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街・小売市場振興事業補助金

【事業実施時期】	昭和54年度～		
【実施主体】	茨木市（産業振興課）		
【事業内容】	商店街及び小売市場が実施するハード整備・ソフト事業について、経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内における創業を促進するため、市が新規創業者等に対して、中小企業経営アドバイザーによる創業相談等を行うテナントの改装工事費・賃借料及び法人設立に要する経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内で創業する個人又は新たに設立した法人に対し、市が補助金を交付することにより、本市における創業を促進し、もって市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金

【事業実施時期】	平成14年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内の小売店舗の活性化と商業の振興を図るため、市が市内に存する小売店舗等の事業者に対して、中小企業経営アドバイザーからの事業計画支援等を行う小売店舗等のリニューアルまたは中心市街地・商店街における飲食店・小売店の新規出店に要するテナント改装工事費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	小売店舗等の改築又は改装工事に対して市が補助金を交付することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街・小売市場振興事業補助金

【事業実施時期】	昭和54年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	商店街及び小売市場が実施するハード整備・ソフト事業について、経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

ハード整備に係る経費は支援措置の対象としない。

(略)

【事業名】 地域魅力アップイベント創出育成事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市 (産業振興課)		
【事業内容】	市民団体等が実施する、市内外からの誘客を図る一定規模のイベント実施について、その経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベントを実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	茨木市 (産業振興課)、茨木商工会議所、株式会社日本政策金融公庫 吹田支店、北おおさか信用金庫、株式会社きたしん総合研究所		
【事業内容】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対して、経営に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 分野の知識を身につけるための個別指導やセミナー等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対し、各支援機関が支援制度や支援者の情報を共有し、連携した創業支援を行うことにより、本市における創業を促進し、中心市街地内における居心地よく過ごせる新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(略)

(2) ②、(3) 略

ハード整備に係る経費は支援措置の対象としない。

(略)

【事業名】 地域魅力アップイベント創出育成事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市 (商工労政課)		
【事業内容】	市民団体等が実施する、市内外からの誘客を図る一定規模のイベント実施について、その経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベントを実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	茨木市 (商工労政課)、茨木商工会議所、株式会社日本政策金融公庫 吹田支店、北おおさか信用金庫、株式会社きたしん総合研究所		
【事業内容】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対して、経営に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 分野の知識を身につけるための個別指導やセミナー等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対し、各支援機関が支援制度や支援者の情報を共有し、連携した創業支援を行うことにより、本市における創業を促進し、中心市街地内における居心地よく過ごせる新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(略)

(2) ②、(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業
(略)

【事業名】 [Ritsumeikan Global Week](#)

図表 (略)

(略)

【事業名】 産業活性化プロジェクト促進事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市 (産業振興課)		
【事業内容】	市内事業者等が実施する「認知度向上事業」「付加価値向上事業」について、その経費の一部を補助する。 認知度向上事業：市内の事業者及び商品等の認知度を高め、販売促進に資する事業。 付加価値向上事業：市内で付加価値の高い商品等を開発する事業。 ※いずれも、特定の事業者の利益増進に限定される事業は除く。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内事業者が実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主体的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容等

(1)、(2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 J R 茨木駅西口エスカレーター設置事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～ 令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市 (まちなか整備課)		
【事業内容】	J R 茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		

(4) 国の支援がないその他の事業
(略)

【事業名】 [Asia Week](#)

図表 (略)

(略)

【事業名】 産業活性化プロジェクト促進事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市 (商工労政課)		
【事業内容】	市内事業者等が実施する「認知度向上事業」「付加価値向上事業」について、その経費の一部を補助する。 認知度向上事業：市内の事業者及び商品等の認知度を高め、販売促進に資する事業。 付加価値向上事業：市内で付加価値の高い商品等を開発する事業。 ※いずれも、特定の事業者の利益増進に限定される事業は除く。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内事業者が実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主体的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容等

(1)、(2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 J R 茨木駅西口エスカレーター設置事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～ 令和 9 年度		
【実施主体】	茨木市 (まちなか整備課)		
【事業内容】	J R 茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		

【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	J R 茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 9 年度～		
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 略

【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	J R 茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

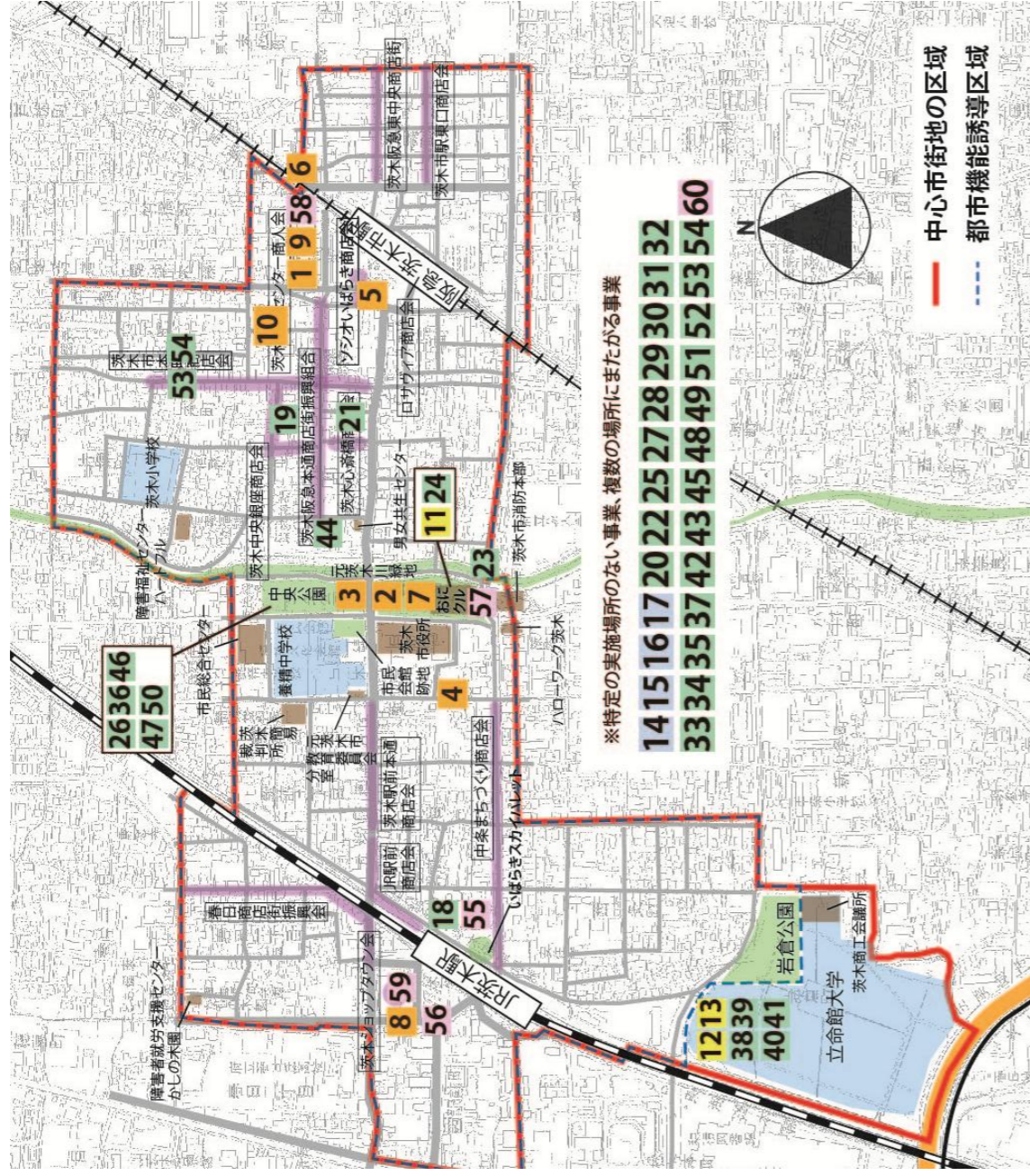
(略)

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（まちなか整備課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前ビル建替事業に合わせて、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創出する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



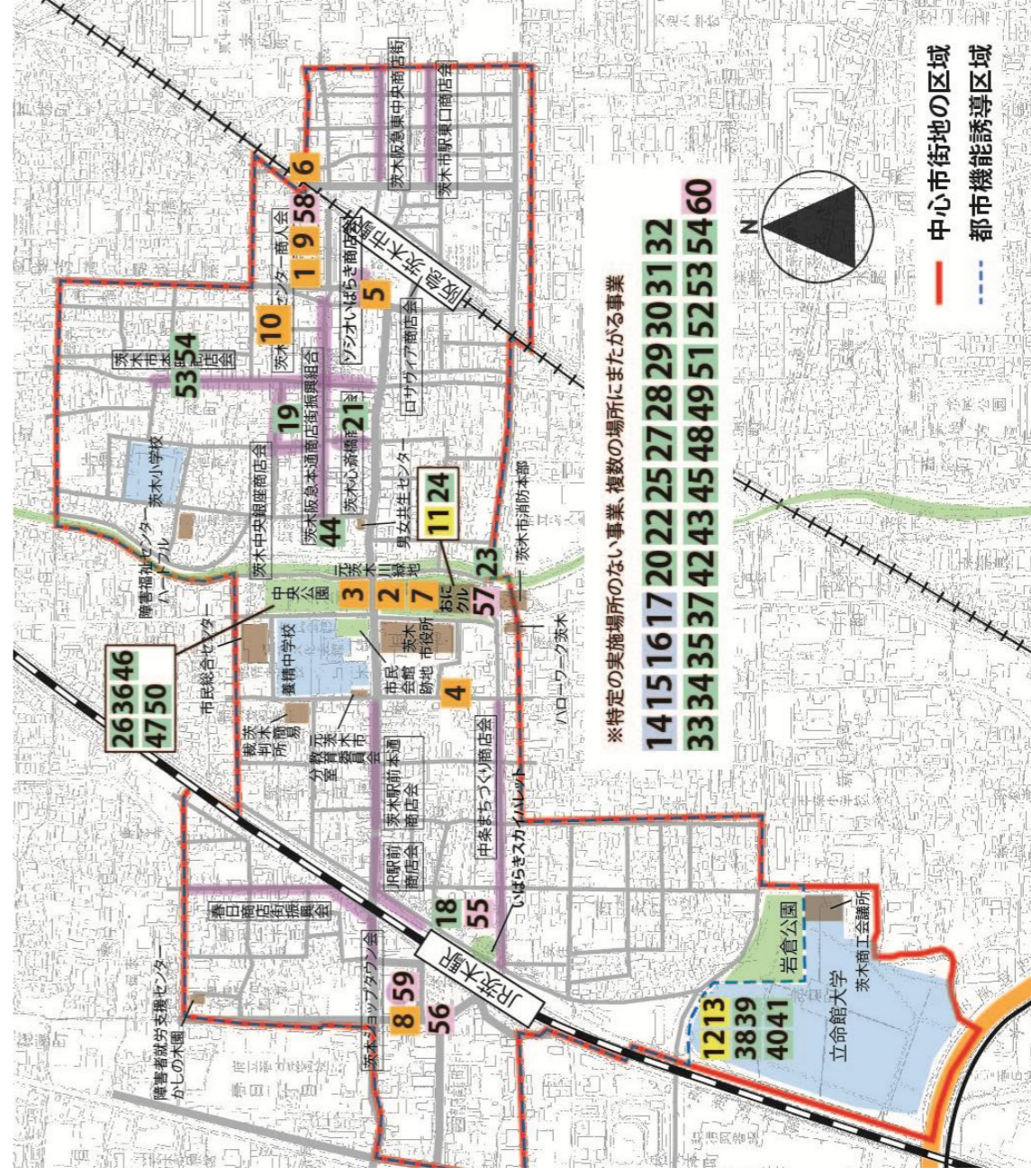
※特定の実施場所のない事業、複数の場所にかかる事業

1415 1617 2022 25 27 28 29 30 31 32
33 34 35 37 42 43 45 48 49 51 52 53 54 60

図 8-1 事業区域図

1	阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業
2	市役所前整備事業(仮称)
3	中央公園整備事業(仮称)
4	市道駅前三丁目若狭道道路改良事業
5	水代町南交差点改良事業
6	阪急茨木市駅北東部交差点改良事業
7	JR茨木駅西口再整備検討事業
8	JR茨木駅西口再整備検討事業
9	阪急茨木市駅西口再整備検討事業
10	本町駐輪場整備事業
11	おにクル周年イベント
12	立命館大学コミュニティ共創プロジェクト
13	大津地区活用促進事業
14	多世代交流・同世代交流事業
15	いばらき健康マイレージ事業
16	路上喫煙防止等対策事業
17	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実
18	道路空間活用事業
19	商店街ホリデーマーケット事業
20	公共空間活用事業
21	まちづくり社会連携支援事業
22	まちなかソフトメカニズム事業
23	市民さくらまつり実施事業
24	おにクル周年イベント(再掲)
25	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL
26	茨木フェスティバル
27	いばらきマイルフェスタ
28	BOOK TRAVEL
29	次なる茨木ブランドデザイン推進事業
30	茨木市創業促進推進補助金
31	茨木市小売店舗改装(改装)事業補助金
32	商店街・小売市場振興事業補助金
33	まちのにぎわい事業
34	地域競争力アップイベント創出育成事業補助金
35	産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業
36	茨木市創業祭
37	まちなかにぎわい空間整備事業
38	いばらき×立命館DAY
39	Ritsumeikan Global Week
40	立命館ホリデーマーケット
41	カンパハス・ジュニア茨木立命館スクール
42	主体的な空間の利活用に向けた助言・場づくり支援
43	いばらき健康マイレージ
44	黒井の清水大茶会
45	茨木音楽祭
46	茨木音楽フェスト
47	IBARAKI DANCE STREET
48	阪急沿線観光あるき
49	いばらきロカポア
50	茨木ウィーン・ジャズ・ショー
51	いばらきハル
52	産業活性化プロジェクト促進事業補助金
53	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実(再掲)
54	公共空間の利活用推進
55	道路空間活用事業(再掲)
56	JR茨木駅西口エスカレーター設置事業
57	市役所前整備事業(仮称)(再掲)
58	阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業(再掲)
59	JR茨木駅西口再整備検討事業(再掲)
60	路上喫煙防止等対策事業(再掲)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



※特定の実施場所のない事業、複数の場所にかかる事業

1415 1617 2022 25 27 28 29 30 31 32
33 34 35 37 42 43 45 48 49 51 52 53 54 60

図 8-1 事業区域図

1	阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業
2	市役所前整備事業(仮称)
3	中央公園整備事業(仮称)
4	市道駅前三丁目若狭道道路改良事業
5	水代町南交差点改良事業
6	阪急茨木市駅北東部交差点改良事業
7	JR茨木駅西口再整備検討事業
8	JR茨木駅西口再整備検討事業
9	阪急茨木市駅西口再整備検討事業
10	本町駐輪場整備事業
11	おにクル周年イベント
12	立命館大学コミュニティ共創プロジェクト
13	大津地区活用促進事業
14	多世代交流・同世代交流事業
15	いばらき健康マイレージ事業
16	路上喫煙防止等対策事業
17	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実
18	道路空間活用事業
19	商店街ホリデーマーケット事業
20	公共空間活用事業
21	まちづくり社会連携支援事業
22	まちなかソフトメカニズム事業
23	市民さくらまつり実施事業
24	おにクル周年イベント(再掲)
25	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL
26	茨木フェスティバル
27	いばらきマイルフェスタ
28	BOOK TRAVEL
29	次なる茨木ブランドデザイン推進事業
30	茨木市創業促進推進補助金
31	茨木市小売店舗改装(改装)事業補助金
32	商店街・小売市場振興事業補助金
33	まちのにぎわい事業
34	地域競争力アップイベント創出育成事業補助金
35	産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業
36	茨木市創業祭
37	まちなかにぎわい空間整備事業
38	いばらき×立命館DAY
39	Asia Week
40	立命館ホリデーマーケット
41	カンパハス・ジュニア茨木立命館スクール
42	主体的な空間の利活用に向けた助言・場づくり支援
43	いばらき健康マイレージ
44	黒井の清水大茶会
45	茨木音楽祭
46	茨木音楽フェスト
47	IBARAKI DANCE STREET
48	阪急沿線観光あるき
49	いばらきロカポア
50	茨木ウィーン・ジャズ・ショー
51	いばらきハル
52	産業活性化プロジェクト促進事業補助金
53	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実(再掲)
54	公共空間の利活用推進
55	道路空間活用事業(再掲)
56	JR茨木駅西口エスカレーター設置事業
57	市役所前整備事業(仮称)(再掲)
58	阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業(再掲)
59	JR茨木駅西口再整備検討事業(再掲)
60	路上喫煙防止等対策事業(再掲)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
 [1] 市町村の推進体制の整備等
 (1) 庁内連絡会議の開催状況

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
1	副市長	
2	総務部	部長
3	企画財政部	部長
4	共創文化部	部長
5	福祉部	部長
6	健康医療部	部長
7	こども育成部	部長
8	くらし産業環境部	部長
9	都市活力部	部長
10	建設部	部長
11	教育委員会 教育総務部	部長
12	総務部	総務課 課長
13		政策企画課 課長
14	企画財政部	財政課 課長
15		まち魅力発信課 課長
16		地域コミュニティ課 課長
17	共創文化部	共創推進課 課長
18		文化振興課 課長
19		スポーツ推進課 課長
20	福祉部	地域福祉課 課長
21	健康医療部	医療政策課 課長
22		こども政策課 課長
23	こども育成部	保育幼稚園総務課 課長
24		保育幼稚園事業課 課長
25	くらし産業環境部	産業振興課 課長
26		環境政策課 課長
27		都市政策課 課長
28	都市活力部	居住政策課 課長
29		審査指導課 課長
30		まちなか整備課 課長
31		建設管理課 課長
32	建設部	交通政策課 課長
33		道路課 課長
34		公園緑地課 課長
35	教育委員会	教育政策課 課長
36	教育総務部	社会教育振興課 課長
37		歴史文化財課 課長

(令和8年4月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属	役職
1	都市活力部	部長

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
 [1] 市町村の推進体制の整備等
 (1) 庁内連絡会議の開催状況

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
1	副市長	
2	総務部	部長
3	企画財政部	部長
4	市民文化部	部長
5	福祉部	部長
6	健康医療部	部長
7	こども育成部	部長
8	産業環境部	部長
9	都市整備部	部長
10	建設部	部長
11	教育委員会 教育総務部	部長
12	総務部	総務課 課長
13		政策企画課 課長
14	企画財政部	財政課 課長
15		まち魅力発信課 課長
16		地域コミュニティ課 課長
17	市民文化部	共創推進課 課長
18		文化振興課 課長
19		スポーツ推進課 課長
20	福祉部	地域福祉課 課長
21	健康医療部	医療政策課 課長
22		こども政策課 課長
23	こども育成部	保育幼稚園総務課 課長
24		保育幼稚園事業課 課長
25	産業環境部	商工労政課 課長
26		環境政策課 課長
27		都市政策課 課長
28	都市整備部	居住政策課 課長
29		審査指導課 課長
30		まちなか整備課 課長
31		建設管理課 課長
32	建設部	交通政策課 課長
33		道路課 課長
34		公園緑地課 課長
35	教育委員会	教育政策課 課長
36	教育総務部	社会教育振興課 課長
37		歴史文化財課 課長

(令和7年4月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属	役職
1	都市整備部	部長

2	<u>くらし産業環境部</u>		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		まち魅力発信課	課長
5	<u>共創文化部</u>	共創推進課	課長
6		文化振興課	課長
7	健康医療部	医療政策課	課長
8	<u>くらし産業環境部</u>	<u>産業振興課</u>	課長
9	<u>都市活力部</u>	都市政策課	課長
10		居住政策課	課長
11		まちなか整備課	課長
12	建設部	建設管理課	課長
13		交通政策課	課長
14		道路課	課長
15		公園緑地課	課長

(令和8年4月現在)

2	<u>産業環境部</u>		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		まち魅力発信課	課長
5	<u>市民文化部</u>	共創推進課	課長
6		文化振興課	課長
7	健康医療部	医療政策課	課長
8	<u>産業環境部</u>	<u>商工労政課</u>	課長
9	<u>都市整備部</u>	都市政策課	課長
10		居住政策課	課長
11		まちなか整備課	課長
12	建設部	建設管理課	課長
13		交通政策課	課長
14		道路課	課長
15		公園緑地課	課長

(令和7年4月現在)

(2) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

表 9-4 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
F I Cベース (株)	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 <u>都市活力部</u>	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 <u>総合心理学部</u>	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学	<u>大学</u> <u>事務局長</u>	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン	担当部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和8年5月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
第 1 ～ 21 回	(略)	(略)
第 22 回	令和 7 年	・基本計画の最終フォローアップに関する報告について

(2) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

表 9-4 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
F I Cベース (株)	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 <u>都市整備部</u>	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 <u>経営学部</u>	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 <u>地域創造学部</u>	<u>准教授</u>	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン	担当部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和7年4月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
第 1 ～ 21 回	(略)	(略)
第 22 回	令和 7 年	・基本計画の最終フォローアップに関する報告について

	5月1日	・第2期茨木市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定取得について
第23回	令和8年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について ・基本計画の変更申請について ・基本計画の中間フォローアップに関する報告について

(3)、(4)略

(5) 茨木市中心市街地活性化協議会規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

第1条～第7条 略

(会長及び副会長)

第8条 略

2 略

3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市[都市活力部長](#)の職にある者をもって充てる。

4 略

第9条～第15条 略

附則

略

[附則](#)

[この規約は、令和8年5月7日から施行する。](#)

[3] 略

10. ～11. 略

【参考資料】

[1] 地域の概要

(1) 略

(2) 茨木市全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

①茨木市全体の沿革

(略)

近年では、平成20年（2008年）にサッポロビール大阪工場や東芝大阪工場が閉鎖され、跡地にはそれぞれ、平成27年（2015年）4月に立命館大学（大阪いばらきキャンパス）、平成31年（2019年）4月に追手門学院大学が新キャンパスを開設する等、都市機能の転換が進んでいる。その他、本市内には梅花女子大学、看護・医療系の藍野大学、大阪行岡医療大学と多くの大学が立地している。中でも追手門学院大学、立命館大学は学生数が8,000人以上の規模であり、追手門学院大学は経済・経営系学部のほか、平成26年4月に地域づくりに係る地域創造学部が設置されている。また、JR茨木駅南側の交通アクセスが良好な中心市街地において、立命館大学は経営学部、政策科学部等が開設されているほか、「地域に開かれたキャンパス」をコンセプトに校舎が建設されており、一般市民も利用可能なホール等を設置するなど、地域コミュニティの活性

	5月1日	・第2期茨木市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定取得について
新規追加		

(3)、(4)略

(5) 茨木市中心市街地活性化協議会規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

第1条～第7条 略

(会長及び副会長)

第8条 略

2 略

3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市[都市整備部長](#)の職にある者をもって充てる。

4 略

第9条～第15条 略

附則

略

[新規追加](#)

[3] 略

10. ～11. 略

【参考資料】

[1] 地域の概要

(1) 略

(2) 茨木市全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

①茨木市全体の沿革

(略)

近年では、平成20年（2008年）にサッポロビール大阪工場や東芝大阪工場が閉鎖され、跡地にはそれぞれ、平成27年（2015年）4月に立命館大学（大阪いばらきキャンパス）、平成31年（2019年）4月に追手門学院大学が新キャンパスを開設する等、都市機能の転換が進んでいる。その他、本市内には梅花女子大学、看護・医療系の藍野大学、[藍野大学短期大学部](#)、大阪行岡医療大学の合計6つの大学が立地している。中でも追手門学院大学、立命館大学は学生数が8,000人以上の規模であり、追手門学院大学は経済・経営系学部のほか、平成26年4月に地域づくりに係る地域創造学部が設置されている。また、JR茨木駅南側の交通アクセスが良好な中心市街地において、立命館大学は経営学部、政策科学部等が開設されているほか、「地域に開かれたキャンパス」をコンセプトに校舎が建設されており、一般市民も利用可能なホール等を設置するなど、

化に寄与している。

表 12-2 本市内の大学の概要

大学	学部	学生数(全体) 令和6年5月時点
立命館大学(大阪いばらきキャンパス)	経営学部/政策科学部/総合心理学部/グローバル教養学部/情報理工学部/映像学部	9,654人
追手門学院大学	法学部/経済学部/経営学部/地域創造学部/社会学部/心理学部/国際学部/文学部/理工学部(2025年新設)	8,791人
梅花女子大学	文化表現学部/看護保健学部/心理こども学部/食文化学部	1,893人
藍野大学	医療保健学部/看護学部	1,227人
大阪行岡医療大学	医療学部理学療法学科	200人
藍野大学短期大学部(※)	第一看護学科/地域看護学専攻	291人

※(令和7年4月に市外へ移転)

(略)

②略

(3)略

(4)茨木市における中心市街地の歴史的・文化的役割

(略)

表 12-5 中心市街地で開催されている主なイベント

開催時期	イベント名称	開催場所	主催者
(略)	(略)	(略)	(略)
4月中旬	茨木蚤の市	元茨木川緑地ほか	F I Cベース株式会社
(略)	(略)	(略)	(略)
10月中旬	Ritsumeikan Global Week	立命館大学大阪いばらきキャンパス	立命館大学
(略)	(略)	(略)	(略)

[2]、[3]略

地域コミュニティの活性化に寄与している。

表 12-2 本市内の大学の概要

大学	学部	学生数(全体) 令和6年5月時点
立命館大学(大阪いばらきキャンパス)	経営学部/政策科学部/総合心理学部/グローバル教養学部/情報理工学部/映像学部	9,654人
追手門学院大学	法学部/経済学部/経営学部/地域創造学部/社会学部/心理学部/国際学部/文学部/理工学部(2025年新設)	8,791人
藍野大学	医療保健学部	1,227人
藍野大学短期大学部(※)	第一看護学科/地域看護学専攻	291人
梅花女子大学	文化表現学部/看護保健学部/心理こども学部/食文化学部	1,893人
大阪行岡医療大学	医療学部理学療法学科	200人

※(令和7年4月に市外へ移転)

(略)

②略

(3)略

(4)茨木市における中心市街地の歴史的・文化的役割

(略)

表 12-5 中心市街地で開催されている主なイベント

開催時期	イベント名称	開催場所	主催者
(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加			
(略)	(略)	(略)	(略)
10月中旬	Asia Week	立命館大学大阪いばらきキャンパス	立命館大学
(略)	(略)	(略)	(略)

[2]、[3]略